

先進的な取組みを実施している20カ所が抱える森川海の問題点

- 土砂、赤土、工場・農業・生活排水→水質汚濁や富栄養化→農業・漁業生産低下や干潟・海洋環境の悪化
- ダム、堰等の設置→河川流量減少に伴う栄養塩供給不足→ノリの色落ち等水産業への被害
- ダム、堰等の設置→魚道未整備→水産業への被害
- 大規模な原生林伐採等、森林のオーバーユース→河川を通じて運ばれる栄養塩供給不足や土砂流出→水産業への被害や海洋環境の悪化
- 森林の手入れ不足や管理放棄等のアンダーユース→河川を通じて運ばれる倒木等や、内陸・河川からの漂流・漂着・海底ゴミ問題
- 上流部における廃棄物処理場等の設置→上下流域における水環境悪化
- 生物の生息に影響を与える湧水・伏流水の管理主体の欠如→海水と淡水が交わる汽水域の環境破壊
- 河口域の利用と保全の未調整→海洋環境の悪化
- 行政の管理エリア、管理主体、管理対象が異なる→生活史全体に配慮した管理が行えない→生物の生息地破壊
- ハード面とソフト面を併せた総合的な防災対策の未整備→被害増大
- 上記問題に伴う地域産業衰退→沿岸地域社会やコミュニティの存続の危機や崩壊



問題の所在

- 森林・流域などの陸域におけるさまざまな人間活動が、沿岸域の資源や自然環境に影響を及ぼすことを考慮していない
- 陸域と海域の管理主体・管理対象が別々で、相互の連携・調整が十分に行われていない
- 分野に特化した法律等だけでは、地域の実情に応じた問題解決が困難である

2007年海洋基本法制定

第25条において、陸域と海域の一体的管理の必要性がはじめて規定された

2008年海洋基本計画策定

第2部「海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に構ずべき施策」の9「沿岸域の総合管理」において、必要施策の一部が示された

問題解決に必要な「一体的管理」

- 総合的な政策・戦略・計画・条例等の制定
 - 行政区画を超えた広域的な関係主体の連携および協議
 - 縦割り行政に横串を通すしくみの構築
 - 一体的管理システムの継続運営
- 他に、人材育成、情報収集・共有・活用、資金源の確保

現行制度では解決できない問題点に対して求められる必要施策

河口域の総合的管理

利用面、防災面、及び生態系保全にも重要な役割を果たす河口域における利用調整を図り、必要に応じて特区やゾーニングを実施する

湧水・伏流水の管理

沿岸域総合的管理に、湧水・伏流水の視点を含める

水資源の利用調整

工業用水、農業用水、水道用水と、内水面及び海面漁業活動との間で、ダム放流量・河川流量等の水資源利用調整を図る

生態系に基づく管理

行政の管理エリア、管理主体、管理対象が異なるなか、生物の生活史全体に配慮した管理主体の連携システムを構築する

総合的な防災対策

ハード対策とソフト対策が一体となった流域・沿岸域における総合的な防災対策を構築する

海底ゴミ対策

海底ゴミについて、流域圏が一体となって対応するしくみを構築するとともに、発生源対策を推進する



このパンフレットは、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

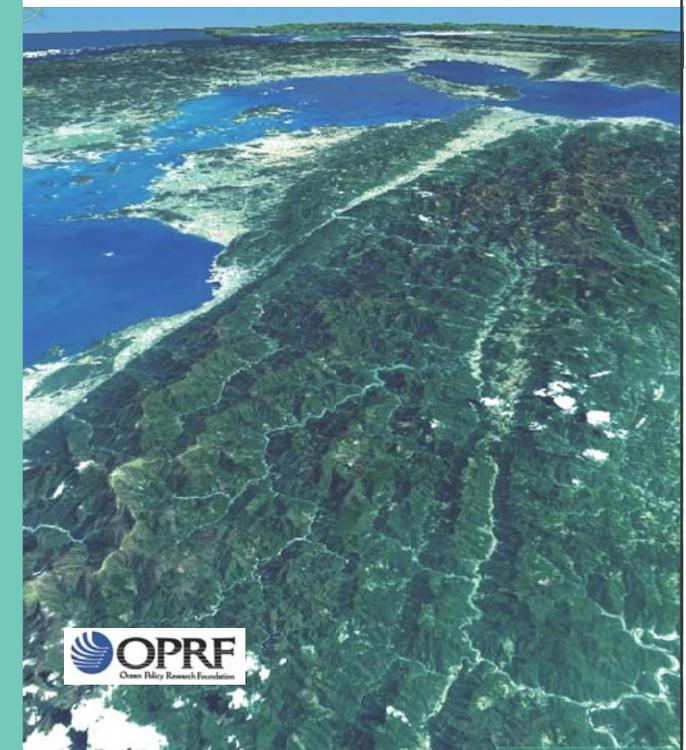
海洋政策研究財団 (財団法人シップ・アンド・オーシャン財団)
 Email: info@sof.or.jp URL: http://www.sof.or.jp/jp/index.php
 Blog: http://blog.canpan.info/oprf/

森川海の一体的管理の実現に向けて

平成24年3月

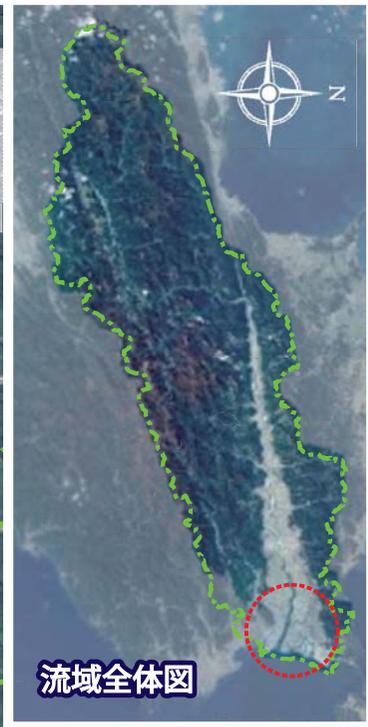
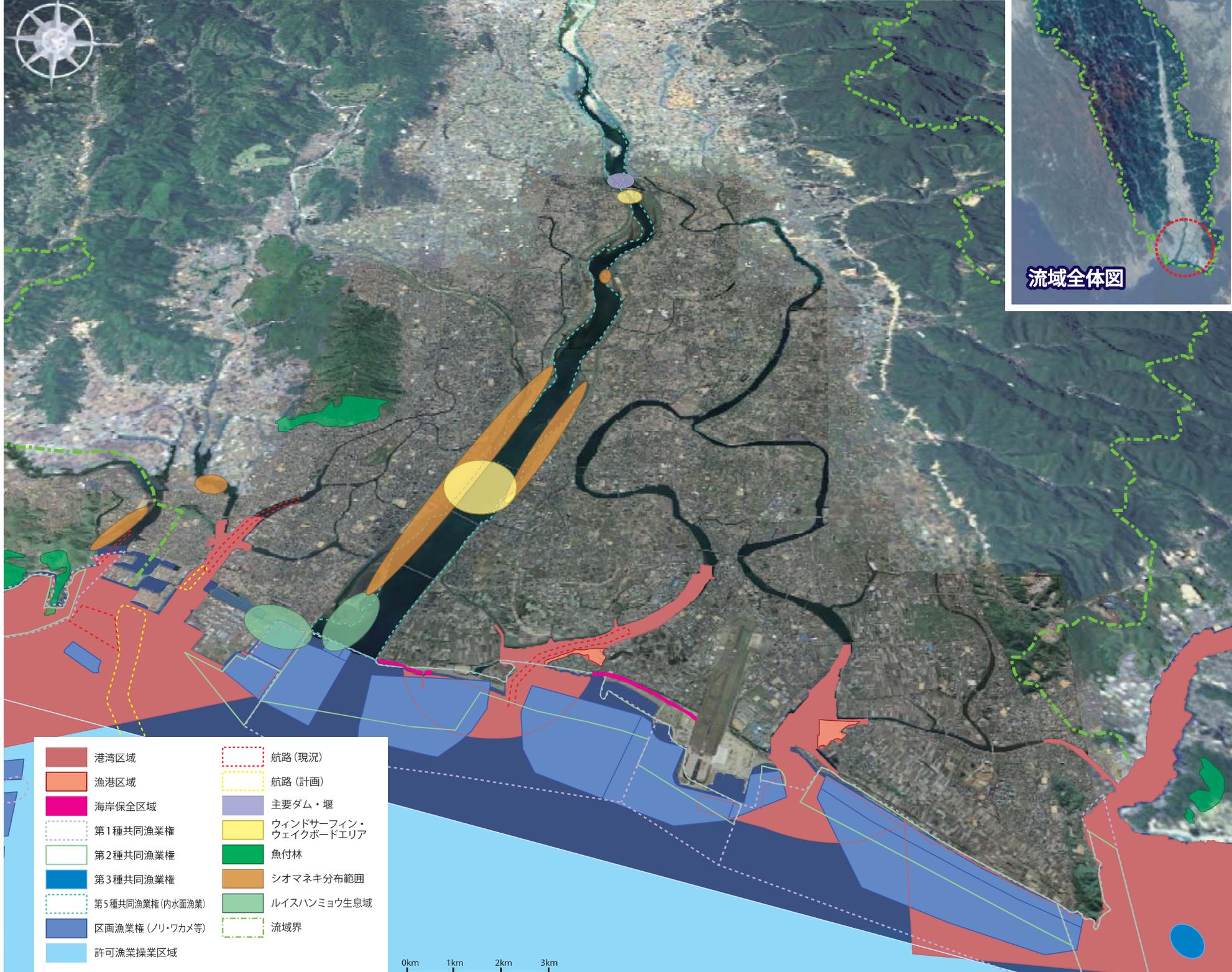
海洋政策研究財団

海洋政策研究財団は、平成21～23年度の3年間で、全国20カ所における現地調査を実施し、一、森川海が抱える問題を確認し、二、その中で現行制度では解決できない森川海が抱える問題を抽出し、三、問題解決にむけた一体的管理とは何か、さらに問題解決に向けた必要施策とは何かについて調査研究いたしました。



河口域の総合的 管理のための

河口域開発・利用・保全の見える化マップ



流域全体図

現行制度では解決できない問題点の例

河口域の総合的管理

- ・ 漁業・航行・レクリエーション活動等の競合
- ・ 一般市民にとって行政の管理エリア、管理主体、管理対象がわかりにくい

湧水・伏流水の管理

汽水域における湧水、伏流水を含む自然環境の重要性に関する研究・認識不足

水資源の利用調整

河口域への水供給不足による貝類成長不良、ノリ色落ち

生態系に基づく管理

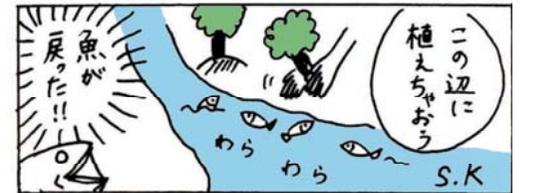
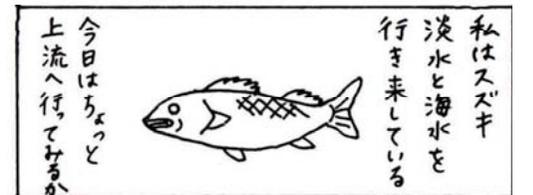
生物の生活史に対する認識不足による生息地破壊

総合的な防災対策

人命被害、建物倒壊、環境破壊の増大

海底ゴミ対策

陸域起源ゴミの海への流出、河口域・海底での堆積による漁業被害、海底環境悪化



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の空中写真を複製したものである。(承認番号 平 24 情復、第 4 号)

本マップは徳島県のご協力のもと作成いたしました。